入　札　公　告

Ｒ８企総管　吉野川北岸工業用水道　取水場コントロールセンタ取替工事（一部債務負担）について入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月４日

徳島県企業局長　勝間　基彦

１　入札に付する事項（電子入札対象案件）

(1)　工　　事　　名　　Ｒ８企総管　吉野川北岸工業用水道　取水場コントロールセンタ取替工事（一部債務負担）

(2)　工　事　箇　所　　鳴門市大麻町津慈

(3)　工　事　概　要　　コントロールセンタ取替　一式

(4)　施　工　期　間　　契約締結日の翌日から令和１０年３月１０日まで

(5)　設　計　金　額　　３５，２５６千円（税抜き）

(6)　入札の失格及び無効　　「入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式（**施工能力審査型**））の共通事項」（以下「**共通事項**」という。）の**２**及び**３**に示すとおりである。

(7)　そ の 他

①　この入札は、原則として、徳島県電子入札システム（以下「**電子入札システム**」という。）で行う。

②　この入札は、総合評価落札方式（**施工能力審査型**）により執行する。総合評価に関する評価基準等は、「総合評価に関する事項」に示すとおりである。

③　この入札は、徳島県低入札価格調査制度を適用する。低入札価格調査基準価格は落札決定後に公表する。

なお、低入札価格調査基準価格は、「徳島県低入札価格調査制度実施要綱第３条第１号の規定に基づく低入札価格調査基本価格等の算出に係る運用について」の２の「電気通信設備工事における運用」を適用して算出するものとする。

④　入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に低入札調査辞退届を提出することで、開札の結果自らの入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っていた場合に低入札調査（徳島県低入札価格調査制度実施要綱第６条の規定に基づく調査）を辞退することができる（この場合、失格として扱う。）。

なお、当該低入札調査辞退届の提出がない場合、低入札調査の対象となった落札候補者の辞退は、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（以下「**入札参加資格停止措置要綱**」という。）に基づき入札参加資格停止になることがある。

⑤　未公表の入札情報を入手しようとした場合には、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止になることがある。

⑥　この工事は、「共通事項」の**２**(1)②の適用除外工事である。

⑦　この入札は、一定の資本関係又は人的関係のある者同士の入札の参加を制限する。

一定の資本関係又は人的関係のある者同士がこの入札に参加するおそれがある場合、この入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書提出時に、関係者辞退届出書を提出するものとする。

なお、落札決定以降に一定の資本関係又は人的関係のある者同士が同一の入札に参加した事実が判明した場合は、契約を締結せず、該当者を競争契約入札心得違反として、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止になることがある。

⑧　入札に参加しようとする者のうち、⑦を遵守する目的で一定の資本関係又は人的関係のある者同士で、辞退する者を決めるために連絡を取り合うことは、競争契約入札心得第３第２項に該当するものではない。

⑨　この入札公告は、令和８年８月２４日付けで公告した「Ｒ８企総管　吉野川北岸工業用水道　取水場コントロールセンタ取替工事（一部債務負担）」の再度公告である。

⑩　その他、入札に当たっての留意事項を共通事項に示す。

２　入札手続き等に関する事項

(1)　契約条項の閲覧等

入札手続き	期　　間	場　　所　　等
契約条項の閲覧	令和８年 11 月４日（水）～ 令和８年 12 月１日（火）	徳島市万代町１丁目１番地 徳島県庁８階企業局経営企画課管財担当
設計図書等の電子閲覧	令和８年 11 月４日（水）～ 令和８年 12 月１日（火）	徳島県電子入札ホームページ （徳島県入札情報サービス（県 PPI））
設計図書等に関する質問書の提出	１回目 令和８年 11 月４日（水）～ 令和８年 11 月 13 日（金）	徳島市万代町１丁目１番地 徳島県企業局経営企画課　管財担当 ﾌｧｸｼﾐﾘ　088-621-2877 E-mail keieikikakuka@pref.tokushima.lg.jp
	２回目 令和８年 11 月 16 日（月）～ 令和８年 11 月 19 日（木）	
質問書に対する回答書の電子閲覧	１回目 令和８年 11 月 17 日（火）～ 令和８年 12 月１日（火）	徳島県電子入札ホームページ （徳島県入札情報サービス（県 PPI））
	２回目 令和８年 11 月 24 日（火）～ 令和８年 12 月１日（火）	

※１：閲覧及び設計図書等に関する質問書の提出は、県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第３号）第１条第１項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く、午前 10 時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

※２：設計図書等に関する質問書（質問事項を記載した書面（任意様式））は、電子メール、ファクシミリ（いずれも送信後に電話により着信を確認すること。）又は郵送により提出するものとし、持参によるものは受け付けない。
なお、質問書に対する回答は、回答書を徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県 PPI））に掲載する。

※３：２回目の質問書提出期間には、１回目の質問書に対する回答に対しても再質問することができる。

※４：入札公告、関係書類、図面等の全ての設計図書等の情報は徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス(県 PPI)）に掲載している。

※５：紙閲覧を希望する事業者は**６**(1)の問い合わせ先まで連絡すること。

(2)　入札書の提出等

入札手続き	期　間　・　日　時	場　　所　　等
入札参加資格審査申請書等の提出	令和８年 11 月５日（木） 午前８時 30 分～ 令和８年 11 月 26 日（木） 午後５時	電子入札システム
入札書及び工事費内訳書の提出	令和８年 11 月 27 日（金） 午前８時 30 分～ 令和８年 12 月１日（火） 正午	電子入札システム
開札執行	令和８年 12 月２日（水） 午前 10 時 10 分	徳島市万代町１丁目１番地 徳島県庁６階企業局会議室

※１：電子入札に関する運用・基準については、「徳島県電子入札システム運用基準」によるものとする。

３　入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「**参加資格**」という。）は、共通事項の**４**に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

(1)　令和８年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「**参加資格業者名簿**」という。）に建設工事の種類が「**電気工事**」で登載されている者であること。

(2)　次の要件のいずれかに該当する者であること。

①　県内業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の主たる営業所が徳島県内にある者）にあ

っては、(1)の参加資格業者名簿の「**電気工事**」の格付けがＡ級又はＢ級の者
② 県外業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の主たる営業所が徳島県外にある者）にあっては、(1)の参加資格業者名簿の「**電気工事**」の総合評定値（Ｐ）が 1,000 点以上の者

(3) 次の①及び②の要件を満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。ただし、請負代金額（消費税込み）が 4,500 万円（建築一式工事については、9,000 万円）未満の場合は、専任の必要はない。

また、工場製作のみが行われている期間は、専任を要しないが、工事現場での技術者に代わり工場製作期間の技術者を配置する場合は、次の①及び②の要件を満たす配置予定技術者を配置すること。

① この建設工事の種類に関し、建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者
② 開札日時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（技術者を専任配置する場合は、開札日以前に申請者と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）

４ 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書提出を行う際、(1)に規定する入札参加資格確認資料（以下「**確認資料**」という。）を同時に提出しなければならない。

なお、提出期間は**２**(2)の期間とする。

低入札調査辞退届を提出する場合は、入札参加資格審査申請書等と同時に提出すること。

(1) 確認資料

３の入札に参加する者に必要な資格及び総合評価落札方式（**施工能力審査型**）における加算点を算出する資料とするので、次に掲げる書類を提出すること。作成方法等は、共通事項の**５**に記載してある。

① 入札参加資格確認票（様式１）
② 関係者辞退届出書
・一定の資本関係又は人的関係のある者がこの入札に参加しない場合は、提出を要しない。
③ 総合評価加算点等算出資料申請書
・落札候補者を決定するまでは、原則として、提出された申請書により審査を行うので、様式等の取り違え、記述漏れ等がないよう注意すること。
なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合は無効、評価基準が確認できない場合は加算点の算出を行わないものとする。
・配置予定技術者は、最大３名まで申請できるが、複数申請した場合には、加算点の最も低い者の評価を採用するので注意すること。
・配置予定技術者は、開札日時点で雇用期間が１年未満の場合には、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。
・現場施工期間と工場製作期間で技術者を交代させる場合には、現場施工期間に配置する技術者で評価を行うので注意すること。

(2) 落札候補者として決定された者は、共通事項の**５**に掲げる追加書類を提出すること。

５ その他

(1) 特定建設業・一般建設業の許可区分、監理技術者や主任技術者の配置については、後述の＜注意事項＞を確認し、建設業法に基づき適正に取り扱うこと。

６ 問い合わせ先

(1) 入札及び契約に関すること
徳島市万代町１丁目１番地
徳島県企業局経営企画課管財担当（電話 088-621-3250）

(2) 入札参加資格及び工事内容に関すること
徳島市新蔵町１丁目８６番地
徳島県企業局施設基盤整備課施設管理担当（電話 088-678-7419）

＜注意事項＞
建設業法上の許可区分及び監理技術者、主任技術者の配置要件について

１　特定建設業・一般建設業の区分

下請代金の総額（消費税込み）が 5,000 万円（建築一式工事については、8,000 万円）＜以下「下請基準額」という。＞以上となる場合は、「**電気工事業**」に係る建設業法第３条第１項第２号の規定による特定建設業の許可を受けている者であることが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有しない者にあっては、いかなる場合でも、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

２　監理技術者の配置

「下請基準額」以上となる場合は、この建設工事の種類に関し、建設業法第 15 条第２号イ、ロ（指定建設業を除く。）又はハに該当する者で、同法第 27 条の 18 第１項に規定する監理技術者資格者証を有し、同法第 26 条第５項の規定による監理技術者講習を受講した者を専任の技術者として配置することが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有する者であっても監理技術者資格を有しない技術者を配置した場合は、技術者の変更は原則として認めていないことから、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

また、建設業法第 26 条第３項第２号の規定に基づき監理技術者を他工事と兼務させる場合には、監理技術者補佐（この建設工事の種類に関し、同法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者のうち、１級の技術検定の第一次検定に合格した者又は同法第 15 条第２号イ、ロ（指定建設業を除く。）又はハに該当する者）を当該工事現場ごとに専任で配置する必要があります。

また、建設業法第 26 条第３項第２号の規定に基づき監理技術者を他工事と兼務させる場合には、監理技術者補佐（この建設工事の種類に関し、同法第 15 条第２号イ、ロ（指定建設業を除く。）又はハに該当する者）を当該工事現場ごとに専任で配置する必要があります。

３　主任技術者の配置

請負代金額（消費税込み）が 4,500 万円（建築一式工事については、9,000 万円）未満の場合、配置する技術者は専任の必要はありませんが、技術者の変更は原則として認めていないことから、増工等により請負代金額が 4,500 万円(建築一式工事については、9,000 万円）以上となる場合は、その時点で技術者の専任が必要となります。

４　技術者の兼務

専任配置の技術者であったとしても、仕様書や現場説明書等に明示された兼務要件を満たす場合は、兼務が可能です。

◆建設業法における工事現場の技術者制度

<table>
<tr><td colspan="2">許可を受けている業種</td><td colspan="3">指定建設業（7業種）
土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業</td><td colspan="3">その他の建設業（左記以外の22業種）
大工、左官、とび・土工、石，屋根、
タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、
板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、
機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、
水道施設、消防施設、清掃施設、解体工事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">許可の区分</td><td colspan="2">特定建設業</td><td>一般建設業</td><td colspan="2">特定建設業</td><td>一般建設業</td></tr>
<tr><td colspan="2">元請工事における
下請契約の合計額</td><td>5,000万円以上
（建築一式8,000万円）</td><td>5,000万円未満
（建築一式8,000万円）</td><td>5,000万円
（建築一式8,000万円）
以上は契約できない</td><td>5,000万円以上</td><td>5,000万円未満</td><td>5,000万円以上は
契約できない</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工事現場の技術者制度</td><td>工事現場に配置すべき技術者</td><td>監理技術者</td><td colspan="2">主任技術者</td><td>監理技術者</td><td colspan="2">主任技術者</td></tr>
<tr><td>技術者の資格要件</td><td>①1級国家資格者
②国土交通大臣
特別認定者</td><td colspan="2">①1級・2級国家資格者
②指定学科卒業＋実務経験者（3年又は5年）
③実務経験者（10年）</td><td>①1級国家資格者
②指導監督的
実務経験者</td><td colspan="2">①1級・2級国家資格者
②指定学科卒業＋実務経験者（3年又は5年）
③実務経験者（10年）</td></tr>
<tr><td>技術者の現場専任義務</td><td colspan="5">公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事）に配置される場合</td></tr>
<tr><td>監理技術者資格者証</td><td>必要※</td><td colspan="2">不要</td><td>必要※</td><td colspan="2">不要</td></tr>
</table>

※監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちからこれを選任しなければなりません。（法第26条第５項）
なお、選任されている期間中のいずれの日においても、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して５年を経過することのないように講習を受講していなければなりません。
また、選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（法第26条第６項）

罰則等
- 特定建設業の許可を受けないで、一定額以上の下請契約を締結した者は、建設業法第 47 条に基づき 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処せられます。
- 主任技術者及び監理技術者の配置義務に違反した者は、建設業法第 52 条に基づき 100 万円以下の罰金に処せられます。
- 上記の事例を含めて建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等を行うことがあります。

◆土木施工管理技術検定制度等の活用【徳島県土木工事共通仕様書第1編1-1-14】

対象業種	土木一式工事又は舗装工事	
請負対象金額	4,500万円以上9,000万円未満	9,000万円以上
技術者の資格要件	①土木施工管理技士 ②建設機械施工（管理）技士 ③技術士（建設部門等） ④監理技術者証を有する者 （土木一式工事は土木工事業、 舗装工事は舗装工事業に限る。）	①1級土木施工管理技士 ②1級建設機械施工（管理）技士 ③技術士（建設部門等） ④監理技術者証を有する者 （土木一式工事は土木工事業、 舗装工事は舗装工事業に限る。）